

根室市自主待避所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法に基づき市が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）のほか、災害の状況により必要に応じて市が開設する施設（以下「待避所」という。）とは別に、災害時に自主防災組織等が自主的に開設及び運営する町会会館を自主待避所として登録することで、小規模災害等における市民の自主的な避難場所を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主待避所」とは、災害時に自主防災組織等が自主的に開設及び運営する施設として第7条の規定により登録を受けた町会会館をいう。

(対象とする災害)

第3条 自主待避所を開設することができるのは、次に掲げる小規模又は局地的な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合とする。

- (1) 地震
- (2) 津波
- (3) 高潮
- (4) 崖崩れ、土石流及び地滑り
- (5) その他気象災害など

(対象施設)

第4条 自主待避所とすることができる施設は、指定避難所又は待避所に指定されている施設を除く町会会館のうち、災害発生の危険性を勘案し、各種災害から避難する市民が身を守ることができる、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 地震の場合

ア 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された施設又は昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法施行令改正以降の新耐震基準に適合するなど地震に対して一定程度安全な構造であること。

イ 地震発生時の倒壊等により、周辺に危険を及ぼす建築物等がないこと。

ウ 津波浸水予想地域外に所在すること。

(2) 津波の場合

津波浸水予想地域外に所在すること。

(3) 高潮の場合

原則として、標高 2.0m以上の場所に所在すること。

(4) 崖崩れ、土石流及び地滑りの場合

ア 土砂災害警戒区域等以外に所在すること。

イ 土砂災害警戒区域に接近していないこと。

ウ 当該施設までの避難路又は避難経路に、土砂災害警戒区域等が含まれていないこと。

(5) その他気象災害などの場合

その他気象災害などから市民が身を守ることができる施設であること。

(自主待避所の設置者)

第5条 自主待避所を設置できる者は、自主防災組織会長、町会防災部長その他これらに準じる者として市長が認める者（以下、「自主防災組織会長等」という。）とする。

(届出者)

第6条 次条に規定する自主待避所の登録の届出をすることができる者は、自主防災組織会長等の自主待避所となる施設の権原を有する者とする。

2 届出にあたっては、当該地域において地域版津波避難計画などの地区防災計画が策定されていることを条件とする。

(登録の届出等)

第7条 町会会館について自主待避所としての登録を受けようとする自主防災組織会長等は、自主待避所登録届出書（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る町会会館を自主待避所として登録するものとする。ただし、当該町会会館が各種災害から避難する市民が身を守ることができる立地、構造等を有しないものであると認める場合は、この限りではない。

3 市長は、前項の規定により自主待避所として登録するに当たり、開設できる災害種別等の条件を付すことができる。

4 市長は、第2項の規定により自主待避所の登録をしたときは、自主待避所登録通知書（第2号様式）により届出者（以下、「設置者」という。）に通知するものとする。

(登録通知書の掲示)

第8条 設置者は、自主待避所登録通知書を当該町会会館の見やすい場所に掲示するものとする。

(運営及び費用負担)

第9条 自主待避所は、設置者が自主的に開設及び運営することとし、市は職員の派遣を行わないものとする。

2 自主待避所の運営に係る経費は、原則、設置者の負担とする。

(支援の内容)

第10条 市は、自主待避所に対し、次に掲げる災害用備蓄食料を当該各号に定める数量を限度として供与することができる。

(1) 食料 10食分

(2) 飲料水 20本(1.5~2.0ℓ入りペットボトル)

2 前項各号に規定する備蓄食料を消費したとき又は消費期限を超過したときは、市が補充する。

(開設及び閉鎖等)

第11条 設置者は、自主待避所を開設又は閉鎖したときは、その旨を市に連絡しなければならない。

2 設置者は、開設された自主待避所に、地域住民等の避難者を広く受け入れるものとする。

3 設置者は、自主待避所に避難した者があったときは、その人数等を市に報告しなければならない。

(変更の届出)

第 12 条 設置者は、登録内容に変更があったときは、その旨を自主待避所登録内容変更届出書（様式第 3 号）により市長に届け出るものとする。

(自主待避所の廃止)

第 13 条 設置者は、自主待避所を廃止したときは、その旨を自主待避所廃止届出書（様式第 4 号）により市長に届け出るものとする。

(登録の取消)

第 14 条 市長は、自主待避所の登録後、状況の変化により当該施設に災害が発生する危険性が生じた
と判断される場合は、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前条の規定による届出があった場合は、当該自主待避所に係る登録を取り消すものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により登録を取り消したときは、自主待避所登録取消通知書（様式第 5 号）により設置者に通知するものとする。

(研修・訓練等)

第 15 条 設置者は、自主待避所を利用すると想定される地域住民に対して、研修や地区防災計画に基づく防災訓練等を実施し、自主待避所の利用に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(事故等の損害賠償等)

第 16 条 自主待避所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市はその責を負わない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。